



意匠制度の活用方法について、例えば非実施の以下の試作品も意匠出願すべきでしょうか。

- ・実施品の関連意匠になる可能性がありそうなもの
- ・実施品とは構造が全く異なるもの（用途・機能は共通するが設計思想が異なり、外観も異なるもの）
- ・試作したら不具合があった、想定よりもコスト高になるなど、実施の可能性が低いもの

（東京都 S. A）



1. 意匠出願戦略について
開発段階において、さまざまな理由で実施に至らなかった非実施意匠（以下、ボツ案意匠）

も踏まえた意匠出願戦略には、いくつかのアプローチがあるので、ケースに沿って解説していきましょう。

2. 実施品の関連意匠になる可能性がありそうなもの

（1）このようなボツ案意匠について、「出願しなくて良い」「出願しても無駄だ」という意見を時折耳にします。確かに実施品の関連意匠になる可能性がかなり高く、実施品との形状の相違がわずかな意匠については、コストとの関係もあり、出願は必須ではないと考えます。

（2）ただ、実施品との形状相違の程度が比較的大きいボツ案意匠を権利化しなかった場合、これにのみ類似するような他社実施品に対し、権利行使できなくなることが懸念されます。

（3）また、意匠法改正によって関連意匠が基礎意匠の出願日から10年間は出願できるようになったことに伴い、ボツ案意匠を権利化しておくことで、今後の開発において創作された意

匠を、連鎖的な関連意匠として権利化することが可能となり、これら複数の意匠権によって、より広く参入障壁を構築できる可能性があります。

（4）さらに、関連意匠になる（類似する）との判断が誤っている場合には、他社実施品を排除できない可能性があります。

（5）以上のように、ボツ案意匠の出願は必須ではありませんが、出願不要と決定する前に、一度上記について検討してはいかがでしょうか。

3. 実施品とは構造が全く異なるもの（用途・機能は共通するが設計思想が異なり、外観も異なるもの）

（1）異なる設計思想の内容にもよりますが、「装飾的なデザイン（外観）コンセプトが異なる＝需要者へのデザイン的な訴求ポイントが異なる」のであれば、出願は必須ではないと考えられます。

（2）一方で、装飾的なものではなく、コスト面・製造面でも遜色なく、さらに用途・機能が特徴的で、今後の自社および他社の実施が考えられるのであれば、出願しておくことを検討すべきでしょう。

4. 試作したら不具合があった、想定よりもコスト高になるなど、実施の可能性が低いもの

（1）不具合やコスト高を理由とするボツ案意匠は、市場での優位性もそれほど期待できないことから、積極的な出願は不要であると考えます。

（2）しかし、今後の技術開発の進展や大量生産によって、形状に大きな変更なく、不具合やコストの問題が解消されることが想定されるのであれば、他社に先んじて出願しておくことを検討すべきでしょう。

（3）なお、あまりに先んじて出願、権利化してしまうと、実施形状が大きく変更になった場合には、結果的に意味のない権利となってしまいます。したがって、実現可能性が小さいならば、権利化を急ぐ必要はありません。そのようなときは自社および他社の技術動向をフォローしつつ、出願のタイミングを計るのが良いでしょう。

5. まとめ

以上のように、非実施意匠についての権利化要否の判断は、事業や市場、技術動向によって変わりますので、多角的な検討が必要です。